

令和元年12月19日

宗像市議会
議長 花田 鷹人 様

建設産業常任委員会
委員長 安部 芳英

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第78号議案 宗像市一般住宅管理条例の一部を改正する条例について

宗像市一般住宅のうち、あけぼの団地を廃止することに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

大島のあけぼの団地が廃止された後は、財産処分委員会に諮り、宗像漁業協同組合に有償での払い下げを計画している。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第79号議案 漁業集落排水処理施設事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例について

宗像市漁業集落排水処理施設事業について地方公営企業法を適用することに伴い、関係条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 平成27年の総務大臣通知「公営企業会計の適用推進について」を受け、令和2年度から漁業集落排水処理施設事業に地方公営企業法を適用するものである。
- 2 適用後の会計については、既に公営企業会計方式で行っている下水道事業会計の中に入れ、公共下水道事業と漁業集落排水処理施設事業を同一の会計の中で運営していく。ただし、両事業は根拠法令等、性質が異なるため、二つの事業をセグメント区分し、それぞれの経営状態が把握できるようにする。
- 3 漁業集落排水処理施設事業が地方公営企業法に基づく業務に変更されることに伴い、下水道

課職員全員が公営企業の職員となることから、これまで一般会計の予算で行っていた浄化槽に関する業務については、市民協働環境部に移管する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 80 号議案 宗像市観光物産館の指定管理者の指定について

宗像市観光物産館の指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 施設の名称 宗像市観光物産館
- 2 団体の名称等 株式会社道の駅むなかた
代表取締役 藤野 英美
宗像市江口 1 1 7 2 番地
- 3 指定の期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで
- 4 当該施設は地域の活性化が期待される施設であって、地域に根差した団体による管理運営により事業効果が相当程度期待できるという事由に該当することから、4 期目も引き続き非公募で指定するものである。
- 5 平成 3 0 年度決算では、約 1, 7 0 0 万円の赤字決算となっている。
- 6 第 3 期の指定期間中に、おみやげ館、にぎわい広場、駐車場、芝生広場、ペットふれあい広場、トイレ等の拡張工事を行っており、今回の指定に当たっては、これらの拡張部分における管理運営等についても業務内容に含まれている。
- 7 地域産業の活性化のため、交流の促進、生産加工流通における対策、プライベートブランドの商品開発、SNS を活用した情報発信等の強化を行う。
- 8 組織体制としては、平成 3 0 年に開発部を設置し、特産品開発や販路拡大に力を入れている。
- 9 前回の宗像市公の施設に係る指定管理者選定委員会の意見を受け、トレーサビリティシステムの導入や検査会社による抜き打ち検査を実施し、品質管理の徹底を行っている。

【意見】

(賛成意見)

- ・商品の品質管理が大事であるので、出品者の意識向上を図ってほしい。また、家族層の来場を見込み、遊具の設置についても検討していただきたい。道の駅が憩いの場となるよう要望する。
- ・魚の漁獲量が減ってきているが、来場者は魚を目当てに来られる方が多いので、しっかりと対策を講じてほしい。また、近年、道の駅に車中泊しながら生活する人もおり、特に夜間は人通りも少なくなることから、安全管理の面の対応も要望する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 81 号議案 宗像市漁港管理条例の一部を改正する条例について

漁港漁場整備法に基づき定められた模範漁港管理規程例の改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

今回の模範漁港管理規程例の改正は、漁港において漁村のにぎわいの創出の場として、民間活力の導入、有効活用を図ることが重要な課題となっていることから、漁港施設の占用許可の期間について延長されたものである。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。